

平成30年10月19日

長野労働局長



石田 茂雄 殿

長野地方最低賃金審議会

会 長 岩崎 徹也



長野県印刷、製版業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、平成30年8月17日付け長野労発基0817第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、専門部会を設置して慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

別 紙

長野県印刷、製版業最低賃金を次のとおりとすること

1 適用する地域

長野県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

(1) 印刷業（謄写印刷業を除く。）

(2) 製版業

(3) (1) 又は (2) に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所

(4) 純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が (1) 又は (2) に掲げる産業に分類されるものに限る。）

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間827円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

平成30年12月31日（指定日発効）